

令和5年度第1回堺市地域福祉計画推進懇話会 議事要旨

開催日時：令和6年2月2日（金）13:30～15:30

開催場所：堺市役所本館 地下1階大会議室

出席委員：所委員、山口委員、小田委員、矢野委員、梶山委員、川端委員、榎本委員、
木村委員、佐々木委員、湯川委員

欠席委員：天野委員、野田委員

関係者出席：NPO 法人みらいず2 木之本氏

傍聴者：1名

1 座長の選出について

（所座長を選出）

2 現行計画の進捗状況について

（資料1、2について事務局から説明）

（小田委員）

堺市地域福祉計画においてはまだまだ足りないところがあると感じる一方で、着実に積みあがっていると感じている。日常生活圏域コーディネーターの活躍もあると感じている。

障害当事者を代表する立場に関わっているが、子育てを通じて、子どもの福祉にも関わっている。また、母の介護面では高齢者福祉にも関わっている。生活をしていると、1つの福祉だけでは対応が難しいと身をもって感じている。そのため、重層的支援体制整備事業には期待をしている。しかし、子育てや介護を通じて、20年間行政は縦割り業務のイメージがある。改善はされてきているが、十分とは言えない。

自分で足を運び、相談をするには、相談者に体力と気力と能力が必要となる。それができない人は漏れてしまう。支援者側がしっかりと繋がり、体制が構築されることを期待している。

また、民間事業者からは行政が繋がりを持ってくれないということも聞いている。多機関協働事業による会議体の設置に期待はあるが、当該会議へ諮るためにはどのように相談すべきかを具体的に示してもらいたい。資料では、日常生活圏域コーディネーターが対象者を発見することになっているが、発見できるのはコーディネーターだけではないと思う。

また、障害児関係の業務にも携わっているが、重層的支援体制整備事業の中で、障害児がどこに組み込まれているのかわからない。子育てひろばや子ども食堂については、障害の重症度や介護の必要性が重いほど参加しにくい。障害児だけではないが、障害がある方はこの重層的支援体制整備事業の中でどのように対応してもらえるのか。

（事務局）

以前から小田委員には連携については、風土や文化を作っていくことが非常に大事と意見をいただいている。行政としてこの取組を通じ、それらをどのように醸成していくかを意識し取り組んでいる。

多機関協働事業への繋げ方について、日常生活圏域コーディネーターを例に示したが、コーディネーターだけとは考えていない。例えば区役所内の生活援護課であれば、生活保護の申請者、受給者の中でも様々な課題を抱えている方がいるため、同事業に繋がることもある。障害分野となれば、障害者基幹相談支援センターからの相談もある。ある1つの分野から相談があったとしても、その1つの窓口だけでは対応できないことが多々あり、さらに世帯全体を見たときに課題が様々ある。その場合はこの仕組みを活用し、様々な関係機関と連携していくことを取り組みたいと考えている。

繋がった機関から横に展開していくという形をとっていきたいと考えている。小田委員から障害児の相談を適切に繋げるためにどのような機関と連携すればよいか意見を伺いたい。

(小田委員)

令和4年、5年に障害者自立支援協議会において、障害児相談支援ワーキングチームがあり、障害児の相談支援についても議論があった。

国が示す方向性を堺市もめざしていると伺っている。児童発達支援センターが地域支援を行い、障害児の拠点になると聞いている。同センターでは就学前の児童は対応できるが、就学後の学齢期をどうするかが大事と思っている。障害福祉においても児童の対応について考える前向きな姿勢がある。期待はしているが、教育との関わりが見えないので、今後も議論していきたいと思う。

神戸市西区で家族が幼児を殺害し、トランクに入れ、放置した事件があった。家族も療育手帳を所持していたと報道がある。このようなことが起こらないよう、寄り添っていく社会を創る必要がある。障害者は子育てができない、悪いことするとと思われるのは当事者団体として腹立たしいと感じる。支援者がしっかりと寄り添うことが大事だと思う。

(湯川委員)

地域で住民を見守りながら活動をしている中で精神疾患の方が増えていると感じている。また、精神疾患の方がご飯を一緒に食べながら話をする場所などに参加しやすくなっていると感じている。

最近の参加者で自己開示がすごく早い人がいた。初めて参加したときから自分の個人情報について赤裸々に話をする。話を聞いてしまうと、この人はもしかしたら何かきっかけで、不安定になる可能性もあると思い、どのように付き合っていけばよいかを相談したいと思った。本人からも保健センターの担当者があると聞いていたので、トラブルになりかけた際に地域包括支援センターを通じて保健センターへ相談をしてもらった。しかし、保健センターからは個人情報のためお答えできないと回答があった。本人から自己開示があったにも関わらず、保健センターの支援状況などは教えてもらえない。普段の生活の中で関わりある者としては、保健センターの見立てや支援方法、普段の見守りの際に気を付けることや連絡のタイミングなどを教えてもらえると安心して関われると思うが、その情報がない中、本人の話だけで対応することはすごく怖いと感じている。

相談支援機関同士で連携していくことは心強いと思う反面、地域づくり事業からは遠いと感じる。必ず個人情報の取扱いに関する課題が生じる。過去にも90歳の高齢者の相談に応じて、住宅管理機関に代わりに連絡をすると、個人情報のため本人からの連絡しか対応できないということもあった。

相談支援機関でも個人情報の壁が大きく感じている。住民には変わらないので一緒に楽しく暮らしたいとは思う一方で、見守る中でトラブルがあると距離を置かざるを得なくなる。地域での距離感を考えると個人情報は壁としてあると思う。地域で暮らす時間の方が長いため、その点の取組について知りたいと思う。

(事務局)

個人情報については非常に悩むところ。重層的支援体制整備事業における多機関協働事業について、会議体が重層的支援会議と支援会議の 2 種類がある。重層的支援会議は支援対象者の方から同意を得て、情報の共有が可能な会議となっている。支援会議は対象者の同意が無くとも情報共有が可能な会議となる。

全ての事例を支援会議として行うことは、住民のプライバシーに踏み込む形になるため、ルールを考えながら取り組んでいきたいと考えている。

見守りの中で不安や危険性については、ご指摘の通りだと思う。それぞれの会議体の運営について、今後検討していきたいと思う。

(湯川委員)

個人情報は当事者がすごく守られているが、その周りの人達は守られていないと感じている。本人の意思が大事なので難しいが、本人が自己開示しているにもかかわらず、第三者が相談のために問い合わせた際に「なぜ、担当者がわかったのか。」と先に聞かれることもあった。

自分は民生委員の立場もあり、地域でも一生懸命見守ろうとしている中、可能な範囲で共有し、私達の暮らす権利、楽しく暮らす権利や福祉という皆が幸せになるという面で一緒に考えてもらいたいと思う。

個人情報については、以前子ども食堂についても同じことを伝えたことがある。背景が色々ある子ども達を含めて、子どもが美味しいご飯を食べて楽しい時間を過ごすことは良いが、地域の中で対応が難しい子どももいる。そういう子どもを排除しようとする、子ども食堂の目的から外れる。一方で子ども食堂のボランティアが支援や対応をすることも違うと思う。その点は行政や専門職、もしくはもう少し地域との中間で専門的な相談、支援できるところを作ったらどうかと発言をしたことが過去にあると思う。今後の取組の参考にもなるのではないかな。

(事務局・社協)

社協も子ども食堂を応援している立場であり、同様の課題感がある。専門的な対応が必要な子どもを支援する仕組みづくりの取組を進めている。西区をモデルに子どもに関わる専門職と子ども食堂とで協働をすすめる研修を実施し、関係づくりから進めている。

今後は少し支援が必要な子どもが中心になるような居場所づくりを社会の中で広げていきたいと考えている。また、湯川委員からの精神疾患の方の対応にかかる指摘は、社協各区事務所に日常生活支援コーディネーターに相談をいただくと、保健センターと繋ぎ役になるといったこともできると思う。また、相談いただきたい。

(矢野委員)

地域づくりの参考として、活動の報告をする。フルートアンサンブルのボランティアグループに所属している。参加者に 1 時間ほど演奏を聴いてもらう、一緒に歌を歌う、紙芝居を見てもらうといった、楽しんでもらえるボランティア活動をしている。昨年の秋に地域包括支援センターから演奏の依頼があった。その演奏後には、社協の職員と地域包括支援センターの職員や専門職が中心となり相談の時間を設ける取組であった。当初の打合せの際から活動、イベントにあわせて、相談の時間を設けるという予定だった。

前段のボランティア活動を楽しんでもらった後、地域でも相談の時間や場所を作っていることについて、私達が行っている活動もその一部になっていると感じた。アンケートでも活動はもちろんだが、相談の時間もあってほしいという意見があった。

(所座長)

小田委員の意見の中で、誰もが相談できる力があるわけではない状況が現在もあること、一方で矢野委員の報告にあるような活動や取組へ入っていくことで、相談や困っていることを伝える場、見つけてもらえるきっかけになる。

(資料 3、4 について事務局より説明)

(小田委員)

資料 4 の課題への取組について、場所や担い手の確保はどの分野でも同じ状況であり、工夫はできると考えている。障害者と地域住民はまだまだ交わっていないと感じる。

地域住民には障害福祉に関する理解は広まっていない。専門機関だけが知り、地域では福祉に携わる人同士でも違う分野のことを理解できていないのではないかと。介護に関わっている場合は子どもの関係の支援はしない、障害の場合は高齢関係に関わらないといったことは地域住民の間ではないと思う。地域の中で得意なことや好みが合えば、お互いが知り合えるような場面づくりをしてもらえるとういのではないかと。新しい人を確保するのではなく、今いる人の多様な活躍が広がればと感じている。

障害者も地域貢献、社会貢献したいと考えている方はたくさんいる。しかし、その場面を用意してもらえない。障害者は支援をしてもらう側であり、活躍する立場としてなかなか認めてもらえない部分がある。障害者と一緒にボランティア活動や活躍できる場において、地域住民と一緒に楽しむなどの取組を広げてもらいたい。ただ、その点で重要なのは、障害者啓発と合理的配慮の考え方についても広げてもらいたい。障害者差別解消法の合理的配慮の考え方が地域に広がることを望んでいる。

(事務局)

合理的配慮については認識している。日常生活支援コーディネーターによる支援の実例を示させてもらった。今後もこの活動は続いていくため、意見については共有し、今後の活動に繋げていきたい。

(梶山委員)

社会を明るくする運動は法務省が管轄であるが、縦割り業務だと感じている。過去に参加したことがあるが、各団体にどの程度周知されているのか疑問が残った。毎年各地域で開催されているがどこまで周知されているのか。

また、担い手について、自身の職場でも人材の確保が難しくなっている。民生委員やボランティアなども誰が引き継いでくれるのかと感じている人が多いのではないかと。また、地域の活動に参加する場合、地域包括支援センターや社協の負担が大きくなっているのではないかと。

色々な活動を通じて繋がりをづくり、解決に向かっていくことが多いが、その体制は人材の確保という面から計画する必要があると思う。

(事務局)

社会を明るくする運動について、啓発活動は保護司が中心に取り組を進めている。広報活動については、広報さかい令和5年5月号に更生支援の特集を掲載している。

保護司とは日頃から情報交換し、取り組を進めている。広報啓発については、保護司会、更生保護女性会と一緒に取り組んでいきたいと考えている。

人材の確保については行政も悩んでいる。育成の部分は地域住民と一緒に何か取り組む、もしくは地域の専門機関と一緒に取り組む研修を行っている。資料2で示した研修センター事業を通して、様々な専門機関に参画してもらい、次の展開として地域住民と一緒に交流を持つ取り組をしていきたい。引き続きこの取り組を継続していきたいと考えている。

(山口委員)

校区福祉委員会としての行事や活動について報告する。所属校区では、行事ごとに40名程度参加してもらっている。掲示板を各町会へ貼り出し、多くの方に見てもらい1人でも多くの方に参加してもらおうと思っているが、なかなか集まらないこともある。

初めて参加する人もいるし、毎回非常に楽しみにしてくれている人もいる。社協の協力で脳トレや資生堂、花王などの講座をお願いしたこともある。

(木村委員)

堺で協働すすめるためのソーシャルワーク研修について今年南区の企画委員として参加している。子ども関係や障害者関係など知らない事業所の方も参加し、お互いを知る大切さを感じた。

研修に終わるのではなく、学んだことが継続できる仕掛けが必要なのかと思う。担い手の件に関しても、日頃から感じている。高齢者関係に関わるのが中心だが、担い手も高齢化しており、継続性に課題を感じている。

高齢者向けのイベントに限らず、年齢を問わず募集するようなイベントを実施し、今後に繋がるような取り組をしている。

(所座長)

地域社会には資源や取組、活動が様々あるが知らないと繋がらない。繋がるからこそ活性化することがあり、繋がり方の工夫や委員の方々含め多くの人のかきつけづくりや継続できる関係性を構築する方法等づくりに係る意見や報告が今後の活動に繋がっていると感じる。

地域福祉計画にも取組に関する記載があるが、委員の意見を踏まえ、もう少し具体的に取組をできればよいと思う。一緒に何か取組を進めるといった経験が必要だと感じている。

(佐々木委員)

担い手不足について、民生委員児童委員も高齢化している。その中で北区の取組を紹介する。

北区の民生委員児童委員は、認知症サポーター養成講座を全員が受講している。しかし、講座を受けた人も高齢であり、10年が経過する頃には受講者が支援を受ける立場になる。今後の担い手を考え、各小学校へ認知症サポーター養成講座を受けてもらうよう相談を行った。直近で1つの北区内の小学校において5年生を対象に講座を行う予定となっている。小学生世代からこのような経験をして、将来は民生委員を担ってもらえると嬉しいと思う。

(資料5、6について事務局より説明)

(榎本委員)

福祉避難所に関する今後の課題について、1月の能登半島での震災において、福祉避難所が機能していないと聞いている。堺市でもこの辺りを踏まえて検討いただきたい。

(事務局)

福祉避難所について従前から関係部会と調整、検討を重ねマニュアル等を作成している。今回の能登半島の震災を受け、改めて見直す部分が出てくる可能性もあると考えている。

また、支援学校については教育側の考え方もあるので、協議をしながら、運営の形を危機管理部門とも共有し、進めていきたいと考えている。

(小田委員)

能登半島地震においても、二次避難ができない障害者が多くいる。被災時に障害者の中でも避難所に行くことができる人とできない人がいる。情報収集ができないことや車椅子や視覚、聴覚に障害があることもあるが、地域住民に迷惑をかけてしまうという思いから行くことができない人がいる。また、医療的な問題もある。この2点が大きな問題である。医療ケア児といった医療機器や医療ケアが必要な人や強度行動障害を有する人は、受け入れてもらえるところが少ない。

災害が起きた結果、避難の必要があったとしても避難所などでは受け入れが難しく、危険があるとしても入居施設に残るなどの方法しかない状況が今回の災害でも起きている。

そのため、テーマに応じた福祉避難所を検討してもらう必要がある。障害者それぞれに必要な支援が

全く異なる。一次避難所の設備で対応できる障害者もいる。一方で医師や看護師、薬の対応で間に合う人もいれば、医療機器が必要で電気が欠かせない人もいる。また、感情や行動をコントロールすることが難しく、他人や物に被害を与えてしまう人は自宅が危険な状態であっても自宅で過ごすしかない。

福祉避難所を進めていくことについては、医療ケアの必要な人、強度行動障害の人などそれぞれに対応できる福祉避難所についてもお願いしたい。

(川端委員)

老人会でも防災訓練を行う。若い人の参加がないにもかかわらず、訓練では若い人に訓練をするような内容が多い。高齢者は速く走ることができないなどできないことがたくさんある。もっと若い人達にも防災訓練を受けてほしい。高齢者の避難について援助をしてもらえるとありがたい。

老人会に入る人も減ってきている。その中でも、支援してくれる人は体操教室などの活動をしてくれており感謝している。

(事務局)

テーマに応じた福祉避難所といった考えは必要と感じている。障害者や高齢者もいる中、平時においてどう準備を進めていくかを個々のニーズに応じて検討している。取組はまだ少ないが、着実に進めている。

しかし、行政だけで全ては難しい。そのため、福祉専門職にご協力いただいております、小学校でも一緒に取り組んでくれているところある。

個々の事例が様々ある中、統一的な取組は難しいが、継続的に考えていきたい。避難所の中での過ごし方もあわせて考えていく必要があることを危機管理室とも共有している。引き続き取組は進めていきたい。

(木之本氏)

権利擁護について、地域で孤立する人の支援する中で、幼少期からの経験や子どもの頃に関わる人から怒られる、助けてもらえなかったといった経験をした方が大人になったときに人を頼ることができない状況も多々あると感じている。権利擁護のワーキングチームに子ども関係の支援機関参画できればよいのかと思う。

(湯川委員)

資料 6 避難行動要支援者について、民生委員もしていることもあり、一覧表の配布があった。配布された個人情報の取り扱いをどうすべきか、また、避難行動要支援者とは何なのかが民生委員内で把握できておらず、調べていた。本日の資料を見たことで理解ができ、民生委員の中でも説明ができた。長らく民生委員に従事されている人でも理解できておらず、実際は活用がうまくされていない状況もあると感じた。民生委員として研修も受け、歴史なども理解できたところもある。一方で民生委員としての動き方や関係機関との関係などについての研修もあったと思うが、十分でないと感じた。そのため、民生委員に求められることについて十分理解できておらず、民生委員としての行動はどうすべきかが疑問が残っている。

担い手の問題も継続してある。色々な人に民生委員や地域の役割をお願いしたいと思うも、積極的に関わってくれる方もいれば、そうでない方もいる。それぞれ考え方が違うことと、個人の裁量にゆだねられるところがあり温度差や活動内容に違いが出る。地域の現状を理解して、民生委員の役割ややりがいを整理することが必要と感じている。例えば、民生委員として被災したときも避難行動要支援者のもとに行く必要があるのか。日頃から地域の中で関係づくりが必要と感じた。民生委員の役割を伝えていくことで、担い手不足の解消にも繋がると思う。

(佐々木委員)

避難行動要支援者のリストについては、活用できる場面は災害時だけではない。日頃から地域での見守りに活用できる。民生委員だけではなく、自治連合会、校区福祉委員、自主防災組合等と連携して活用している。また、被災した場合に民生委員が真っ先に助けに行くものではないとも聞いている。まずは自身の命を守ることが大事となる。自らの命を安全第一に考え、その後の活動に使用する。基本的には自助をした上で、このリストはその後の共助に活用する。自分の身は自分で守る必要はあるが、助けが必要な人もいる。それがこのリストにあたると思う。日頃から訪問するなど状況確認のために役立てると、いざというときに生きてくる。

民生委員児童委員だけでなく、災害時は地域全体で助け合うことが基本理念にあると思う。

(事務局)

佐々木委員の意見のとおり、名簿を配布された方が救助に行くという位置づけではない。自身の安全を第一に確保してもらう必要がある。一方で、日頃の繋がりを作ることが重要であるとの意見もあった。日常の繋がりを活かしつつ、名簿を活用し、自身の安全が確保できた後にご協力をいただくという点では民生委員にもお願いをしている。今回の能登半島の震災でも協力いただいた例があると聞いている。

災害時に身を挺して助けに行くことを求めるものではないことを改めてご理解いただきたい。一方で日常の繋がりづくりに役立てていただきたいと考えている。

(木村委員)

個別避難計画に今年度から関わっている。この名簿がどう活用されるのかは地域の中では疑問になっていたところ。要支援者の居場所はわかったが、いざというときに駆け付けることができるわけではない。

地域でも十分に理解をし、この名簿を活かせるように、意識できるように繋がりを作っていくことが大事と感じた。

(事務局)

個別避難計画については、避難支援者として登録していただけるかが重要となる。対応は個別に違うため、例示は難しいが、近隣や繋がりがある人にも会議に出席してもらい、一緒に考える機会を作っている例もある。一方で繋がり少ない人もいるため、たくさんの方に声をかけて、支援者を探す作業をしている。件数が少ないと思われるかもしれないが、着実に少しずつでも進めてきたいと考えている。

(小田委員)

障害者から見ると、家族だけでは避難が難しい状況があり、危険がある場合は避難をどのように計画してもらうかを望んでいる。誰かが手助けしてくれるという安心感にもなる。

時間がかかったとしても、無事に安全な場所へ移動することを助けてもらえる計画なので、必要な人には早く進めてもらいたい。

先日の能登半島の震災について、防災の管理は金沢市の障害者基幹相談支援センターが実施しているが、震災時連絡は多くなかったと聞いた。理由については、統括部門へ相談するのではなく、日頃から支援しているヘルパーといった介護事業者や訪問看護事業者が安否確認を実施していたため。緊急の安否確認については、実際は日頃から繋がりがある支援者が行うことにならざるを得ない。

ただ、重度障害者については、地域では対応できないことが出てくる。その対応については、避難行動計画に記載があると思うので、その理解を広げるために引き続きお願いしたい。

(以上)